



'82 5月

No. 154号



横断歩道は信号を確かめて
手を上げて渡りましょう。

幼稚園では、母と子の交通安全教室を開き実際に道路を歩いて勉強しました。(5月14日撮影)

昭和57年第二回村議会臨時会

— 地方税法の改正に伴い 鹿部村税条例の一部改正 —

昭和五十七年第二回鹿部村議会臨時会は、四月二十八日開かれ、地方税法の改正に伴い鹿部村税条例の一部が改正されました。

先の国会で地方税法の一部改正がなされ、これに伴い鹿部村税条例が改正され、四月一日から適用されることになりました。
私達と直接かかわりのある主な改正点は、次のとおりです。

○村道民税関係

○寡夫控除の創設

寡婦に準じて、一定の要件に該当する父子世帯についても、二十一万円の控除額が新設されました。

要件

- 一、妻と死別、若しくは離婚をした後、婚姻をしていない方または、妻の生死の明らかでない方。
- 二、本人と生計を同じくする扶養者を有すること。
- 三、前年の合計所得が三百万円以下であつて老令者に該当しない方（六十五才未満）。

○所得割の非課税限度額の引き上げ
非課税限度額が、次のとおり引き上げになりました。

27万円×家族数（除、事業専従者）×9万円

（56年度生活保護基準が現行村道民税の課税最低額を上回ることになったので生活保護基準程度の所得の方に所得税を課税することは税額上問題がある等の理由による57年度取りの措置となったものです。）

○国民健康保険税関係

○保険税課税標準額の引き上げ

現行二十六万円を二十七万円に引上げになりました。

（保険税において最高限度額は、所得階層別の負担ができるだけ公平になるように設定されているため、中低所得者の方の負担が相対的に重くならないように配慮されたのと、現行額を据え置くことによつて国庫補助が一部削減される等の理由によるものです。）

百周年記念決算 残額処理の報告

小学校長 佐藤 正男



昨年度、皆様のご協力を戴き、盛大に実施することが出来ました本校百周年記念事業のお礼を、再度この紙面をお世りして申し上げますと共に、残額処理についての報告を申し上げます。

協賛金の解散と共に、残金の処理は百周年記念にふさわしい学校備品を購入いたしました。今後の学校教育に十分活用し、皆様のご意のあるところを休して、教育効果を高めるため職員一同一層の努力をする覚悟しておりますので、今後ともよろしくご支援ご協力の程をお願いし、お礼とご報告を申し上げます。

- 一、ポータブルカラーカメラ
- 一、VTR 一式
- 一、ポータブル電音 二百台
- 一、グラウンド専用拡声アンパ

以上
百割

ご家族ぐるみで交通事故に備えましょう！
「村民交通傷害保険にご加入を」

最高 200万円の保険金（掛金はわずか720円で）
役場総務課へ印かん持参の上お申し出下さい。



ご存じですか

健康保険制度はこんなに役立っています

昭和三十五年をみますと、

健康保険は、わたしたちが病気やケガをしたときに、家計から多額の医療費などを支出しないで済むように、お互いの協力によって不安のない生活を確保しようという相互共済の制度です。医療費ばかりではありません。病気とかケガや出産によって会社を休み、そのため会社から給料が支払われないう場合は、傷病手当金や出産手当金が支給され、その間、生活の保障を受けることができます。

主に中小企業に働く人たちの政府管掌健康保険制度への加入者は約三千万人。これらの人に要した総医療費は約二兆九千四百億円で、うち健康保険の制度から支出した額は八八%に相当する約二兆五千九百億円となっています。

この健康保険の制度から支出した額を分析してみますと、被扶養者(家族)を含めた加入者一人当たりで約八万三千円、被保険者(本人)一人当たりで約十七万八千円が支払われています。

このように、医療機関の窓口でわたしたちが支払う額は少額でも、健康保険の制度から支払われる額は相当な額になっています。

このように、健康保険の制度を運用していくには膨大な財源が必要ですが、このほとんどはわたしたちが日ごろ負担している保険料と国庫負担金で賄われています。

今後、医療技術の一層の向上や人口の高齢化および疾病構造の変化などによって、医療費が増え続けると、健康保険の財政は極めて厳しい状況となります。

わたしたちの生活に欠かせない相互共済の制度——健康保険制度をより一層充実していくために、また、貴重な保険料を有効に使うためにも、加入者の皆さんは、制度の現状を十分理解し、自分の健康管理に注意しましょう。



告知板

五月は国民年金の
現況届の提出時期です

国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受給されている方は、毎年五月三十一日までに「国民年金受給権者現況届」を役場を通じて社会保障事業所に提出することになっています。

現況届は、引き続いて年金を受けるための大切な手続きです。現況届を提出されないと、九月以降の年金の支払いが一時差し止められることとなりますから気を付けましょう。用紙は、社会保障事務所からおよそ一か月前に送られてきますので、届きましたら必要な事項を記入し、役場で証明を受けて期限までに提出してください。

また、老齢年金や通算老齢年金を受給されている方の現況届は、各人の誕生月の末日までに社会保障庁に提出することになっています。

現況届について詳しくお知りになりたい方は、役場民生課までお問い合わせください。



空き缶の「ポイ捨て」は

貴重な資源の無駄遣い

お金を捨てる人はまずいないでしょうが、空き缶となると、どうもポイと簡単に捨てる人がまだまだ多いようです。



と同じように貴重な物です。特に、アルミ缶は省資源・省エネルギーにつながる価値ある資源といえます。

アルミ缶は再生が簡単にできるため、再生の場合は新たに地金を製造するときに比べて、二十七分の一のエネルギーで済むのです。

このような、価値ある資源。空き缶を無意味にポイと捨てるのは、文字どおり資源の無駄です。

昭和五十六年に環境庁が行った調査では、アルミ缶だけでなく空き缶の再資源化を実施している市町村は全体の五二・六％と半数を超えています。

貴重な「空き缶資源」のポイ捨てをやめて回収ルートに乗せるとともに、環境の美化に努めたいものです。

データ

空き缶に関する地方公共団体

昭和56年9月

アンケート調査結果

環境庁では、昭和五十五年八月の実態調査により報告された空き缶散乱地域（千八百九十一市町村・六千八百十四か所）について、その後一年間に講じられた対策、散乱状況の変化、および空き缶再資源化の実施状況などを把握するための、昭和五十六年八月・九月にかけて、追跡調査を行った。このうち「散乱状況の変化」のあらましは次のとおり。

散乱箇所数はやや減少
▽空き缶の投げ捨てが少なくなるなど、前回調査に比べて散乱状態が改善された箇所は全体の四二・九％。一方、新規の散

乱箇所全体の約七割を占めている。

名所旧跡や広場、公園はかなり改善された

▽前年に比べ空き缶の投げ捨て

てが少なくなった場所の、ベスト5。は次のとおり。

- ①神社仏閣などの名所旧跡
- ②広場・公園
- ③ハイキング道・登山道
- ④市街地の河川・排水路など
- ⑤キャンプ場

今回調査の、散乱場所ワースト5。は次のとおり。

- ①一般道路またはその周辺
- ②広場・公園
- ③海岸や湖沼の岸辺
- ④大きな川の河原
- ⑤海水浴場

これら、ワースト5で、散乱箇所全体の約七割を占めている。

▽前年に比べ空き缶の投げ捨て

シ油という成分ですが、ふだんはブドウ糖と結びついており、その状態では少しも辛くありません。ところが、水と出会うと酵素の働きでブドウ糖が切り離され、ピリリとした辛味が生じます。からし粉を水で練るのはそのためですが、この酵素は摂氏40度のとき一番よく働くので、お湯を使うと早く辛味が出ます。からし菜を漬ける前に、さっと湯をくぐらせるのもそのための生活の知恵でしょう。

ちなみにカレー粉ですが、あれは特殊な植物の実があるわけではなく、コショウなどの辛味、チヨウジなどの香料、ウコンなどの色料を合わせた混合香料です。



からし菜
—アブラナ科・越年草—

暮らしの科学

5番目の味覚

からし菜の花に春行く なみだ哉 青露
春、からし菜は、黄色い小さな十字の花を開きます。やがて結ぶ種子を粉末にしたものが「からし粉」ですが、漬物として食卓に出す場合は、それより前、まだ花蕾（からみ＝つぼみ）の発生時期に収穫して食べます。カラの時期に——なんて言うところ合わせのようですが、事実そのころが、菜の辛味（からみ）は最も強烈なのです。

甘味、塩味、酸味、苦味（にがみ）を四原味と呼び、これらの味は、舌や上あごの奥に並んでいる2,000個から3,000個の味蕾（みらい）＝花のつぼみ型をした細胞組織）がキャッチして、味覚神経に伝えます。この四原味に辛味を加えて「五味」と呼ぶことができますが、実は辛味は全く別もので、味というより、味蕾をマヒさせてしまう刺激物質によるものです。からし菜の辛味の元となる刺激物質はアリルカラ



本籍を移したいが：

〈問〉

三年前に、他の町から当村へ引っ越してきました。その間、本籍地はそのままにして、戸籍抄本などが必要なきに、その都度、取り寄せていたのですが、不便なので本籍を現住所に移したいと思えます。どのような手続きをすればよいでしょうか。



〈答〉

戸籍を変更するとき、転籍届を出しますが、他の市町村から転籍する場合は、戸籍謄本を添えてください。

転籍届は、戸籍の筆頭者とその配偶者が、本籍地か、居住地または本籍を移そうと思っている場所の市町村長あてに提出するものです。なお、転籍届をする時、同じ戸籍の中にある人、例えば夫婦と子供二人の家族であれば、四人の本籍が一緒に移ることになります。

戸籍は、日本国民であるという証明をするものですが、同時に親族関係を公にするものです。ですから、家族関係に何かの変化が起こった場合は、その旨を届けなければならず、市町村では、届け出や報告などに応じて事務上の手続きを行います。戸籍法に定められている届け出が必要な事項には、子供が生まれた時に出す出生届や、婚姻届、離婚届、死亡届などよく知られたもののほか、次のようなものがあります。

★失踪(しつそう)届 七年間その生死が不明な人については、家庭裁判所に請求すれば失踪を

認めてもらうことができます(失踪宣告)。失踪が確定したら、十日以内に届けを出します。届け先は、失踪者の本籍地または届出人の居住地の市町村長です。

★入籍届 父または母の氏(名字)と異なる氏を持つ子が、氏を変更するときに出す届けです。この場合は、新たに名のろうとする父または母の氏名と本籍を記載した届け書に、家庭裁判所の許可書を添えて届けます。

届け先は、子の本籍地または居住地の市町村長です。

★養子縁組届 養子をもらったときに必要な届けで、養親と養子がそれぞれの本籍地または届出人の居住地の市町村長に提出します。なお、届け書には二人以上の証人の署名と押印が必要です。

他市町村からの転籍は 戸籍謄本を添えて

★養子縁組届 養親と養子がそれぞれ、二人以上の証人の署名、押印を得た上で届け出ます。裁判による場合は、裁判を求めた者が判決の謄本を添えて十日以内に届け出ます。

このほか、戸籍法によって定められている届け出が必要な事項には、妻以外の女性との間に生まれた子を自分の子と認めるときに出す認知届、親の戸籍から分かれて新戸籍を作るときに出す分籍届などがあります。

「あのブレイ、ボーイが、とどのつまり、見合い結婚とは、」などと云うときの、「とど」は、元をたたせば魚の名前。と言つてもアユやコイではありません。ボラの最も成熟したものが「トド」なのです。

とどのつまり

ボラは成長するにつれて名前が変わります。地域によって多少違いがありますが、稚魚のときがオボコで、川をさかのぼるころはイナになり、海に戻って成熟したものがボラ、いちばん大きい成魚がトドと呼ばれます。

「とどのつまり」という表現が、「つま」とか「結」とか「結局」といった意味に用いられるのは、ボラの度重なる改名が、トドでおしまいになるからだと言われています。

ボリもボラと同様、大きくなるにつれて名前が変わります。関東ではワカシ、イナダ、ワラサ、ブリ、関西ではツバス、ハマチ、メジロ、ブリの順で、成長するにつれて呼び名が変わることから、「出世魚」と言われます。ですから、ボラも、とどのつまりは出世魚の一つと云うわけですね。

審議会

行政に国民の声や専門的知識を反映させる目的で、各省庁に設けられている合議制の諮問機関のこと。この種の諮問機関には審議会という名称のものが多いため、調査会、協議会、審査会という名称がつけられているものもあります。



審議される内容も広い範囲にわたつていて、臨時行政調査会(内閣総理大臣の諮問機関)のように行政制度全般についての改革案を検討する機関もあれば、米価審議会(農林水産大臣の諮問機関)のようにその年の米価、変価を審議する機関もあります。

審議会は主に学識経験者などから構成されていますが、関係団体の利害関係者(例えば使用者側と労働者側)および中立的な立場に立つ委員(学者など)の三者構成による審議会もみられます。

四十年には二百七十七あった審議会も、最近では五十三年に四十八審議会の統廃合が行われるなど、社会・経済情勢の変化に伴い絶えず見直しが行われ、現在では二百十二に減っています。

駐在所から

暴力団犯罪を追放しましょう

許すな暴力みんなを追放

道内における暴力団は、道民の強い暴力排除機運と警察の厳しい取締りにもかかわらず、依然として根強くしゅん動し、犯罪面においてもますます悪質、凶暴、知能化傾向を強め、道民の平穏な生活に不安を与えています。

道内暴力団の実態を次のことからよく理解していただき、「市民の敵」ともいふべき暴力団を社会から追放しましょう。

道内暴力団の実態

○道内暴力団の数(道警調べ)は、一二九団体、四、八五九人で二〇数年横ばい状態で推移してまいす。また、全团的に見ると、人口十万人当たりの暴力団構成員



の数は、八六人で全国上位の数を示しています。

暴力団の形態としては、

●おまつりなどの露店で物を売る番長師(やし)

●パチ子の寺銭で稼ぐ博徒

●チンピラの成り上がりである青少年不良団

の三つに分けられますが、今の暴力団は金にさえなれば、何にでも手を出しています。

暴力団の活動を支える基盤は

その暴力組織を後援にさまざまな形でかき集める「資金」です。暴力団は、この資金を固め、動かしめずにくくぬくと暮らします。この資金獲得のために犯罪を行います。対立抗争を引き起こしています。

暴力団の主な資金源には

- 覚せい剤の密売
- 競馬などのノミ行為(私設による馬券などの売買で一種の賭博行為)
- トルコ煙やホステスのヒモ(一種の寄生虫としての収益)
- 高利貸、恐喝、手形債権の取り立て

などがあり、覚せい剤の密売がその大半を占めています。

勇気で暴力団を追い出そう

○警察は、一年間に約二七〇〇人(暴力団の半数以上)を検挙するなど厳しく取締りをつづけていますが、依然としてその勢力は根強くはびこっています。

村民一人ひとりが怒りをこめて暴力団を監視し、どんな小さなことでも被害を受けたり、被害を見たりに聞いたりしたときは、勇気をもって警察に知らせ、共に力を合わせて平和で住みよい街をつくりましょう。



みかけたら
すぐ警察へ

PTA役員決る

幼稚園は、四月二十六日、小学校は、四月十七日、中学校は、四月四日にそれぞれPTA総会が開かれ、事業報告、決算報告、事業計画、予算を審議し、役員改選を行ない新PTA役員が決まりました。(小学校PTA役員は任期が二年のため今年は改選がありませんでした)

▽幼稚園

会長 竹々原 公勝 鹿部
副会長 赤沢 安雄 鹿部
" 佐藤 知子 宮浜
" 川村 裕司 本別
書記 高橋 幸子 本別
会計 瓜田 八重子 大岩
監査 辻村 節子 宮浜
" 平山 礼子 宮浜

▽小学校

会長 小玉 日本 宮浜
副会長 杉田 賢一 大岩
" 菅川 貞子 鹿部
会計 正村 正広 宮浜
監事 種崎 利男 本別
" 竹浪 健三 鹿部
" 浦 梅吉 本別

▽中学校

会長 草野 豊次郎 鹿部
副会長 松川 猛 宮浜
" 佐々木 優紀子 宮浜
" 毛利 武蔵 鹿部
監査 荒谷 隆 鹿部
" 工藤 久美 宮浜

漁業協同組合

人事異動

- 参事
阿部 明(総務部長)
- 総務部長
村田 稔(信用部長)
- 信用部長
小林 兼(信用部長代理)
- 白宮定置部長
- 高橋 正利(鮮魚部長)
- 鮮魚部長
佐藤 照男(鮮魚部長代理)
- 漁船保険等担当部長
川口 常昭(白宮定置部長)
- 宮漁指導担当部長
女川 国広(総務部長代理)
- 退職
松本 政信(参事)



カメラ・アイ

交通安全を
宣言しました。村交通安全推進委員会では、各
職場を訪問し、交通安全宣言を受
けました。(4月13日撮影・42事
業所が宣言をしました)お宅のカギは
大丈夫ですか。村と防犯協会・森警察署で村内
鹿部地区の各戸の防犯診断を行な
いました。あなたの家でももう一
度カギの点検を

(5月14日撮影)

バス待合所も
きれいになりました。中学校環境整備クラブでは、ボ
ランティア活動の一環としてバス待
合所のそうじをしました。公共施
設はきれいに使いたいです。

(5月12日撮影)

道路を横断
するときは道路をわたるときは、右を見て左を見
て……と幼稚園では、母と子の交通安全
教室を開き、正しい歩き方をみんなで勉
強しました。(5月14日撮影)吹奏楽部も
屋外で練習です。中学校野球部
今年も横浜めざし始動!!ナイス
バッティング

さわやか君
西村宗



問
私は、妻と二人暮らしですが、二人とも出張のため二ヶ月家を空け、水道は全く使用しませんでした。ところが、水道料金の請求がありました。このことについてお聞きします。
(宇宮浜 一村氏)



答
出張や、入院等の長期不在の場合で、水道を全く使用しない時は、「休止届」を出す水道料金は、かからないようになっていきます。(但し、メーター使用料は、休止期間中もかかります。) ですから長期不在や、その他の理由によって水道を一時休みたい時は、休止届をして下さい。(口答でも結構です。役場水道課まで) 又、何らかの理由により水道を全く使用しなかった場合でも休止届を出していない時や、水道の使用を止めた場合でも休止届をしていなかった時は、基本料金(一般家庭で一ヶ月千円)とメーター使用料がかかりますので、ご注意下さい。(水道課)



遊戯本部編

将棋のルールや、最新将棋の戦況、将棋の歴史など、遊戯本部が提供する情報です。

将棋の盤面図と、駒の配置が示されています。



氏名

村坂	吉滝	工藤
田下	野田	藤野
英雄	雄行	直樹
一淳	一央	樹六
三十	幸正	康介
三司	男男	男男
本宮	本鹿	鹿部
別浜	別部	部

父 住所

おたんじょう おめでとよう

世帯と人口

(57・4・30現在)
()は前月比です。

世帯数	1,310世帯 (+15)
男	2,522人 (±0)
女	2,521人 (+12)
計	5,043人 (+12)

戸籍の窓

昭和57年4月1日から
昭和57年4月30日まで

5月・6月の救急病院

5月23日	リハビリテーション診療所 (鹿部村)	☎ (7)3321
5月30日	笹本病院 (七飯町)	☎0138657131
6月6日	野本医院 (大野町)	☎0138778140
6月13日	遠藤医院 (七飯町)	☎0138652070
6月20日	国立療養所 北海道第1病院 (七飯町)	☎0138652525
6月27日	尚仁堂医院 (大野町)	☎0138778105

— 診療時間は午前9時～午後4時 —